

盛岡市工事請負契約に係る最低制限価格事務取扱要領

(平成 19 年 2 月 22 日市長決裁)

改正 平成 20 年 7 月 4 日決裁 平成 28 年 3 月 30 日決裁
平成 21 年 6 月 22 日決裁 平成 29 年 3 月 23 日決裁
平成 22 年 3 月 1 日決裁 令和 元年 7 月 4 日決裁
平成 23 年 5 月 30 日決裁
平成 25 年 5 月 29 日決裁

(趣旨)

第 1 この要領は、盛岡市財務規則第 110 条第 1 項の規定に基づき工事又は製造（物品の製造を除く。以下「工事等」という。）の請負契約に係る最低制限価格を定める際に必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第 2 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する予定価格が 130 万円以上の工事等の請負契約とする。

(最低制限価格の算出方法)

第 3 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書等に基づき、次の方法により算出する額とする。

(1) 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額、共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額、現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額及び一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額の合計額を基に、予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で契約担当者が定める額とする。

(2) 工事等の性質上前号の規定により難しいものについては、同号の規定にかかわらず、請負契約ごとに 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で契約担当者が定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 7 月 4 日決裁)

この要領は、平成 20 年 8 月 1 日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。

附 則 (平成 21 年 6 月 22 日決裁)

この要領は、平成 21 年 7 月 1 日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。

附 則（平成 22 年 3 月 1 日決裁）

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。

附 則（平成 23 年 5 月 30 日決裁）

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。

附 則（平成 25 年 5 月 29 日決裁）

この要領は、平成 25 年 5 月 31 日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日決裁）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日決裁）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。

附 則（令和元年 7 月 4 日決裁）

この要領は、令和元年 7 月 4 日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。